

南都銀行カードローン規定

第1条（本取引）

- 南都銀行カードローン<スマートフォンタイプ>の取引(以下、「この取引」という)は、株式会社南都銀行（以下、「銀行」という）の本店のうちいずれか1か店のみを取引店として取引口座を開設することができます。
- この取引は、以下のいずれかの方法により行うことができますものとします。
- (1) 取引を行うために銀行が発行した「南都銀行カードローン」ローンカード」（以下、「ローンカード」という）を第2条に従って利用する方法
- (2) 借主が申請時に「返済用預金口座」として指定した預金口座の「キャッシュカード」を第2条に従って利用する方法

第2条（カードによる取引の方法）

- この取引は、ローンカードまたはキャッシュカードを使用する当座勘定利用による専用の当座貸越取引とし、専用の取引口座(以下、「取引口座」という)により取引を行うものとします。なお、この取引では、小切手、手形の引渡し、あるいはほかの支払料金等の自動支払の取扱いはありません。
- この取引は、銀行のA T Mまたは銀行が提携するA T Mで銀行が利用を認めたA T Mを利用して、第7条（貸越極度額）に定める貸越極度額の範囲内で必要資金を出金するとともに入金との両取引を反復継続するものとします。
- この取引について、別に銀行へ利用申込を行うことにより、<ナント>ダイレクトの利用により第2項と同様に入出金取引ができるものとします。
- 指定預金口座にかかる各種公共料金等の自動支払の請求があり、その残高が不足する場合も、不足金額を自動的に融資のうえ、指定預金口座へ入金するものとします。なお、指定預金口座が総合口座である場合は、総合口座の当座貸越極度額を超える金額を、本取引による当座貸越として取扱うものとします。

第3条（ローンカードの貸与、暗証番号）

- ローンカードによる取引を行う場合、銀行は、借主1名につき1枚のローンカードを発行し貸与します。ローンカードの所有権は銀行に属するものとします。
- 借主は、銀行所定の方法により届出した暗証番号を使用するものとします。
- 借主は、善良なる管理者の注意をもってローンカードおよび暗証番号を使用し、管理するものとします。
- ローンカード(カード上の表示事項を含む)は、借主本人以外、使用することができません。また、ローンカードを他人に譲渡、貸入または貸与するや、ローンカード上の表示事項を使用することはできません。
- 借主が第3項または第4項に違反して、ローンカード(カード上の表示事項を含む)を他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

第4条（カードの紛失、盗難等）

- 借主がローンカードまたはキャッシュカードを紛失した場合、または盗難に遭った場合は、直ちに銀行に届出るものとします。なお、この届出時に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- ローンカードまたはキャッシュカードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合に限り、銀行所定の手続きにより再発行します。

第5条（取引期限）

- この取引の期限は、取引約定締結日の1年後の応当日が属する月の末日（休日の場合はその前営業日）とします。取引期限の前日までに借主または銀行のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、取引期限は更に1年間延長するものととし、以後も同様とします。ただし、取引期限の到来時において、借主の年齢が満75才を超える場合は、取引期限の延長はしません。
- 取引期限の前日までに借主または銀行のいずれか一方から期限を延長しない旨の申出があったときおよび取引期限の到来時において、借主の年齢が満75才を超える場合は、期限はこの取引は当然に解約されたものとし、以後の取引を停止します。
- 第3項によりこの取引が終了した場合には、借主は貸越元利金全額を直ちに支払うものとします。

第6条（借入方法）

借入方法は、銀行のA T Mまたは銀行が提携するA T Mで銀行が利用を認めたA T Mからの引出し、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。

第7条（貸越極度額）

- 銀行は、この取引の貸越極度額を決定し借主にこれを通知します。なお、銀行がやむを得ないと認めた場合には、この極度額を貸越して当座貸越を行うことができるものとし、この場合もこの規定の条項が適用されるものとします。
- 銀行は、第1項にかかわらず、必要と認めた場合には、借主へ通知することにより貸越極度額を変更できるものとします。なお、この場合において、変更後の極度額を超える貸越残高が既に生じているときは、借主は直ちに超過額を返済するものとし、その返済がなければ銀行はその後の貸越取引を停止します。

第8条（利息、損害金）

- この取引による貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月5日(ただし、銀行休業日の場合は翌営業日)に銀行所定の利率により、銀行所定の法により計算の上、貸越元金に記入します。
- 銀行に対する返済を遅延した場合は損害金の割合は年14.95%（1年365日の計算）とします。
- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は銀行所定の利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
- 銀行所定の利率の変更の内容は、銀行の店頭等に掲示するものとし、借主への通知は不要とします。
- 銀行特定の借主に対して優遇利率を適用した場合には、いつでもその優遇金利を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。

第9条（随時返済）

借主は、この取引口座に直接入金する方法により、随時に任意の金額を返済することができるものとします。ただし、入金額が当座貸越残高相当額範囲内の場合には貸越金の返済に充当しますが、当座貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額(銀行休業日の場合は1,000円未満に限り)を指定預金口座に入金します。

第10条（約定返済）

- 毎月の約定約定返済金額は次表のとおり極度額に応じて毎月一定金額とし、毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に返済するものとします

貸越極度額	約定約定返済金額
10万円	2,000円
20万円	4,000円
30万円	6,000円
50万円	10,000円
70万円・100万円・150万円	20,000円
200万円・250万円・300万円	30,000円
350万円・400万円・450万円・500万円	40,000円
600万円・700万円・800万円・900万円・1,000万円	50,000円

- 約定約定返済日前日における貸越残高と貸越利息の合計額が第1項に定める返済金額に満たないときは、その合計金額を返済済金額とする。
- 約定約定返済日において指定預金口座の残高が不足し、この取引にかかる約定返済ができない場合は、銀行はこの返済金についてこの自動融資を行わないものとします。

第11条（自動引落し）

第10条（約定返済）による貸越金の返済および第8条(利息、損害金)による損害金の支払いについては、預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、銀行が所定の方法により指定預金口座から引落しするものとします。なお、指定預金口座の残高が不足する場合には、資金が預入され次第いつでも、銀行は同様の取扱いができるものとします。

第12条（諸費用の自動引落し）

借主が負担すべき現銀代等の諸費用については、銀行が所定の日に指定預金口座から第11条（自動引落し）の方法により引落しするものとします。

第13条（期限の利益喪失）

- 借主について次の各事由のいずれかが生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくても、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。
- (1) 第10条（約定返済）に定める返済を遅延し、銀行からの督促にもかかわらず、翌々月の返済日までに返済額相当額を返済しなかったとき。
- (2) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始等の法的債務整理手続開始の申立があったとき。
- (3) 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止等、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) 借主の預金その他の財産に対する債権については仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (5) 行方不明となり、銀行から宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
- (6) 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
2. 次の各場合には、借主は銀行からの請求があり次第、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。
- (1) 銀行に対する債務の一つでも返済が遅延したとき。
- (2) 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
- (3) この取引に関し虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- (4) 前（1）、（2）、（3）のほか信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
3. 第2項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの請求を受領しないなど本人の責めに帰すべき事由により請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に貸越元利金全額を支払うものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロウまたは特殊利益集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたってそれとしないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または権威を有する目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにても該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要請行為
- (2) 法的な責任をこえた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 虚説を流布し、虚言を用いたまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項の各号のいずれかに該当し、もしくは第2項の各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- 3項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行に対し何らの請求を行わないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。
- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときは、本契約は失効するものとします。
- 銀行は、借主が、暴力団員等との関連性の高い犯罪や社会的な問題となっている犯罪である、脅迫、恐喝、威力業務妨害、麻薬取引、違法金融（ヤミ金融）等の違法行為者、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、運付金詐欺等の振り込み詐欺の関係者および利権勧誘詐欺の関係者、不正な方法により当行へ融資（ホームローン、消費者金融ローン等を含む）の申込みを行った関係者、その他これらに準ずる者であることが判明し、取引継続に対して注意を要すると判断した場合には、新規貸越を制限する場合があります。

第15条（保証会社への保証債務履行請求）

- 第13条（期限の利益の喪失）により、借主にこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求します。
- 保証会社が借主に代わって、南都銀行カードローン契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社にこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 借主は、第2項に基づく保証会社の返済が事前通知、催告なしに行われても異議は申し立てません。

第16条（取引の解約等）

- 借主はいつでもこの取引を解約できるものとします。この場合、借主は、貸越元利金があれば同時にその全額を支払ううえ、銀行行先の届出をするものとします。
- 第13条（期限の利益喪失）の事由が生じたときは、銀行は直ちにこの取引を中止し、またはこの取引を解約できるものとします。
- この取引を中止または解約したときは、借主は直ちにローンカードを取引店に返却するものとします。

第17条（銀行からの相殺）

- この取引による債務を履行しなければならない場合には、銀行は、貸越元利金等と借主の預金その他銀行の負担する債務とを、その債務の期限のいかににかかわらずいつでも相殺することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合に、事前の通知および所定の手続きを省略し、預金その他の預り金を払い戻し、この取引の債務の返済に充てることができるものとします。
- 第1項、第2項によって相殺する場合、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによりします。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず、約定利率により1年を365日とし日割で計算します。

第18条（借主からの相殺）

- 借主は、この取引による債務と支払期にある借主の預金その他銀行に対する債権とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- 第1項により相殺する場合に、借主は書面によって相殺通知を行うものとし、相殺した預金、その他の債権の証書、通知は届出を併せて直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項により相殺する場合、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによりします。

第19条（充当の指定）

- 第17条（銀行からの相殺）による相殺の場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。
- 第18条（借主からの相殺）による相殺の場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主の指定する順序方法により充当することができます。
- 借主が第2項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。

第20条（担保）

- 銀行が債権保全のため必要と認めたときは、借主は銀行の請求にもとづき銀行が承認する担保もしくは増担保を差入れ、また保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。
- 借主が債務を履行しなかった場合には、銀行は、占有している借主の不動産、手形その他の有価証券（「混雑寄託による共有持分」を含む）、をかならずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取戻すまたは処分するうえ、その取得金から諸経費を差引いた残高を、法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当するものとします。

第21条（危険負担、免責条項等）

- 銀行と締結した約定書等が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または破損した場合には、借主は、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとし、銀行から請求があれば滞滞なく、代り証書等を差入れるものとします。
- A T Mによりローンカードまたはキャッシュカードを確認し、引出しの際に使用された暗証番号と登録の暗証番号とを一致を確認して引出しの取引がなされたうへは、ローンカードまたはキャッシュカードの偽造・変造、盗用、または暗証番号の盗用やその他の事故があつても、そのために生じた損害については、借主は責任を負わないものとします。
- この取引において、カードローン貸越金支払請求書、諸留その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照らし、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については銀行は責任を負わないものとします。

第22条（届出事項の変更）

- 借主は、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって、または銀行が適当と認める方法により届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
- 第1項の届出を怠ったため銀行が最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を発送した場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第23条（成年後見人等の届出）

- 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行にお届けください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行にお届けください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項、第2項と同様にお届けください。
- 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。また、借主の成年後見人等または任意後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様にお届けください。
- 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第24条（取引規定の変更）

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第25条（報告）

借主は、銀行が資料の提供または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。なお、財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは銀行から請求がなくても直ちに報告するものとします。

第26条（債権譲渡）

- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含みます)。することができます。
- 第1項により、債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関して、譲受人(以下本条においては信託の受益者を含みます)の代理人になるものとします。借主は信託に対して、従来どおりこの契約に定める方法によって毎回の元利金返済を支払い、銀行はこれの債権を譲受人に交付するものとします。

第27条（管轄裁判所の合意）

この取引に關し、訴訟の必要が生じた場合に、借主は、奈良地方裁判所または奈良簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第28条（準用）

A T Mを使用して、キャッシュカードによりこの取引を利用する場合は、この規定のほか別に定める「ナント・キャッシュカード規定」（ただし、10条および11条を除く）・「[ICキャッシュカード規定] ・ 「[ナント] Cotoca会員規約」によるものとします。

第29条（取引の制限等）

- 銀行は、借主の情報をおよび具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めるとあります。借主から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、新規貸越を制限する場合があります。
- 3年以上利用しない場合は、新規貸越を制限する場合があります。
- 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主の回答、具体的な取引の内容、借主の説明内容およびその他の事情を考慮して、銀行がマネー・ローディング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあるかと判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
- (1) 不相当に多額または頻繁と認められる現金での借入れ
- (2) 銀行がマネー・ローディング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のリスクが高いと判断した箇所の取引
4. 第1項から第3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、借主から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローディング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれなく解除されたときと銀行が認める場合は、銀行は速やかに第1項から第3項の取引等の制限を解除します。
5. 次の各号の一にでも該当した場合には、銀行はこの取引を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、銀行が解約の通知を届出のあった氏名、住所において発信した時に解約されたものとします。
- (1) 法令で定める本人確認等における確認事項、および第1項で定める銀行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- (2) この取引が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用された、またはそのおそれがあると思われる場合
- (3) この取引がマネー・ローディング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用された、またはそのおそれがあると銀行が認め、マネー・ローディング等防止の観点で銀行がこの契約の解約が必要と判断した場合
- (4) 前（1）から（3）の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく銀行からの確認に応じない場合